

日体施発第180号

平成29年2月27日

都道府県体育施設協会長
都道府県教育委員会教育長
特 別 会 員 殿
関 係 者

公益財団法人 日本体育施設協会
会 長 大 東 和 美
(会長印省略)

独立行政法人 日本スポーツ振興センター
理事長 大 東 和 美
(理事長印省略)

第52回水泳指導管理士養成講習会の開催について

今般、別紙要項により標記の講習会を開催いたします。

つきましては受講参加に格別のご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

第5 2回水泳指導管理士養成講習会開催要項

1. 趣 旨 水泳の基本泳法及び救助法・救急法の実技を通して、安全指導と事故防止のための技術を体得するとともに、水泳プール施設の維持・管理・運営に関する必要な知識を習得することによって、指導者・管理者としての資質の向上を図ることを目的としています。
2. 主 催 公益財団法人日本体育施設協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター（予定）
3. 後 援 スポーツ庁（予定）
4. 期 日 平成29年5月 8日（月）～5月11日（木）
平成29年5月12日（金） 資格認定試験（理論）（7～8ページ参照）
スポーツ救急手当講習会（希望者のみ）
 - ・プロバイダーコース
 - ・プロバイダー（酸素救急資格付加）コース
5. 会 場 講義 東京辰巳国際水泳場 会議室
実技 東京辰巳国際水泳場 サブプール・メインプール
東京都江東区辰巳2-8-10
（東京メトロ有楽町線「辰巳駅」（出口2）より徒歩10分、東京メトロ有楽町線・JR京葉線・りんかい線「新木場駅」より徒歩12分）
6. 受講資格 次の3つの条件を確実に満たすこと。
 - (1) 年齢 平成29年5月8日現在満20歳以上の方
 - (2) 泳法 競泳4泳法と横泳ぎができること（特に平泳ぎ（脚）ができていること）
 - (3) 泳力 同一泳法で200m以上泳げること
立ち泳ぎ（足のみ）が3分以上できること
7. 定 員 80名
8. 講習内容 別表（1）のとおり
9. 日 程 別表（2）のとおり
10. 受講料 20,000円（12.申込方法の⑤参照のこと）
11. 申込期間 平成29年4月3日（月）～平成29年4月7日（金）午前中必着
12. 申込方法
 - (1) 必要な書類及び手続
 - ① 受講・受験申込書を申込期間中に下記(2)に送付してください。（宅配便も可）
FAXでの申込みや申込期間前は受付いたしません。
勤務先が本協会会員の所属職員の方は、正規職員であることを証明するもの（健康保険証のコピー）を同封してください。証明するものがない場合は会員と認めません。

- ② 定員を超えた場合は抽選とします。(受講のみは認めません。)
- ③ 1組織(団体)からの申込みは3名までとします。
- ④ 受講の可否についてはそれぞれ受講者に通知します。
- ⑤ 受講が決定した方は、平成29年4月14日(金)まで(必着)に下記へお振込みください。
振込名が本人名義でない場合は事前にeメールもしくはFAXにて必ずご連絡ください。受講番号は入金順となります。なお、棄権する場合は必ず協会にご連絡ください。

【振込先】

銀行名：三井住友銀行

支店名：麴町(コウジマチ)支店

預金種別：普通預金

口座番号：2890859

口座名義：公益財団法人日本体育施設協会

口座名義カナ：コウエキザイダンホウジンニホンタイイクシセツキョウカイ

- ⑥ ⑤の手順によって受理した方には受講受験証と領収書を送付いたします。(納入された受講料は返金いたしません。)

(2) 申込先

公益財団法人日本体育施設協会 事業部

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨2-7-14 巣鴨スポーツセンター別館3階

TEL 03-5972-1983 FAX 03-5972-4106

13. その他

- (1) 資格認定試験を下記のとおり実施します。
【実技】平成29年5月 8日(月)(基本泳法)、11日(木)(救助法)
【理論】平成29年5月12日(金)
- (2) スポーツ救急手当講習会基礎コース既修了者・スポーツ救急手当プロバイダー・インストラクター資格保有者(いずれも有効期限内に限る)は、平成29年5月12日(金)の「スポーツ救急手当講習会基礎コース」の受講が免除となります。お申込みの際、認定証もしくは認定カードのコピーを添付してください。
- (3) 講習中の受講者の補償措置として「傷害保険」に加入し、費用は本協会が負担します。
- (4) 水泳着、ゴーグル、バスタオル(セームタオルも可)、筆記用具(試験は鉛筆、消しゴムを用意)、健康保険証、日用品等は各自持参してください。スイムキャップは講習会初日に配布します。
- (5) 講習期間中は毎朝、受講・受験証を受付に提出してください。
- (6) やむを得ない理由で実技を見学する場合は事前にご連絡ください。私服でのプールサイドへの入場は衛生上禁止されておりますので、見学の際も水着の着用をお願いします。
- (7) 個人情報、厳重に管理し、その利用は本協会の事業目的以外には使用いたしません。

- (8) 宿泊施設は各自で対応してください。
- (9) この講習会に関する問い合わせ等は、本協会事業部（TEL 03-5972-1983）へお願いします。
- (10) 公認指導者制度により、資格の有効期限は4年間です（平成29年4月制定施行予定）。

14. 参考

- (1) 「プールの安全標準指針」（平成19年3月、文部科学省・国土交通省通知）において、プールには監視員の適切な配置を行うこと。また、プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者に対し、監視員等の教育訓練について適切に対応するよう、等々を求めています。（一部抜粋）
- (2) 公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則第16条（プール管理者）では、公認プールには資格を有する者をプール管理者として置かなければならないとし、公益財団法人日本体育施設協会水泳指導管理士もその一つとして規定されています。

水泳指導管理士講習内容

別表(1)

科 目	時間 (分)	講 師
【実技】 基本泳法	300	国土舘大学 非常勤講師 篠原昇一
救助法	360	〃
	小計	11時間
【理論】 基本泳法、監視法・救助法	90	国土舘大学 非常勤講師 篠原昇一
プール施設の安全管理	75	(公財)日本体育施設協会 水泳プール部会 小川成之
プール施設・設備の維持管理	75	(公財)日本体育施設協会 水泳プール部会 白木俊郎
水泳事故と法的責任	90	キーストーン法律事務所 代表弁護士 菅原哲朗
プール施設のマネジメント	60	(公財)日本体育施設協会 水泳プール部会 樋口貴之
利用者サービスの向上と顧客満足度	75	(公財)日本体育施設協会 水泳プール部会 三津間拓也
スポーツ施設の事故防止と救急対応	90	国土舘大学 体育学部 スポーツ医科学科 教授 田中秀治
スポーツ救急手当講習会 基礎コース	60	
	小計	10時間15分
	合計	21時間15分
【希望者】 スポーツ救急手当講習会 ・プロバイダーコース ・プロバイダー(酸素救急資格付加)コース	240	別紙「スポーツ救急手当講習会の開催について」を参照

第52回水泳指導管理士養成講習会 日程表 (平成29年度)

別表 (2)

日	時												会場			
	8:40	9:00	9:30	10:00	10:15	10:25	10:40	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00		16:00	17:00	18:00
5月8日 (月) 1日目			受付	開校式	休憩	基本泳法 監視法と救助法 10:30～12:00 〈篠原〉	昼休み 12:00～13:00	基本泳法【練習・実技試験(補講含む)】 13:00～17:00 〈篠原・他〉								東京辰巳 国際水泳場 講義：会議室 実技：プール
5月9日 (火) 2日目		受付	プールの施設の メンテナンス 9:00～10:00 〈樋口〉	休憩	水泳事故の法的責任 10:10～11:40 〈菅原〉	昼休み 11:40～13:00	救助法【基本練習(補講含む)】 13:00～17:00 〈篠原・他〉									東京辰巳 国際水泳場 講義：会議室 実技：プール
5月10日 (水) 3日目		受付	プールの施設の 安全管理 9:00～10:15 〈小川〉	休憩	プールの施設の事故防止と 緊急対応 10:25～11:55 〈田中〉	昼休み 11:55～13:00	救助法【総合練習(補講含む)】 13:00～17:00 〈篠原・他〉									東京辰巳 国際水泳場 講義：会議室 実技：プール
5月11日 (木) 4日目		受付	利用者サービスの 向上と顧客満足度 9:00～10:15 〈三津間〉	休憩	プールの施設・ 設備の維持管理 10:25～11:40 〈白木〉	昼休み 11:40～13:00	救助法【総合練習・実技試験(補講含む)】 13:00～17:00 〈篠原・他〉									東京辰巳 国際水泳場 講義：会議室 実技：プール
5月12日 (金) 5日目		事務 受付	資格認定試験 (理論) 9:00～10:30	休憩	プールの緊急手 当講習会 基礎コース 10:40～11:40	昼休み 11:40～12:30	プールの緊急手当講習会(希望のみ) (プールの付加コース) (プールの付加)(酸素救急資格付加)コース 12:30～16:30									東京辰巳 国際水泳場 会議室

スポーツ救急手当講習会 基礎コース

別表（３）

プログラム

時間(分)	項 目	内 容	
10	オリエンテーション	救急手当法の必要性について	
		グループ分け	
20	デモンストレーション	傷病者発見	救急バッグ準備
			周囲の安全確認
			大出血の確認
			感染予防
		意識確認	呼びかけて反応（意識）確認
		応援要請	119番通報・AED依頼
		呼吸確認	胸、お腹の動きを確認 (10秒以内)
		CPR＋人工呼吸	胸骨圧迫＋人工呼吸の実施
		AED	AED到着後直ちに実施
		CPR&AED	AEDガイダンスに従い実施
救急隊到着	救急隊へ状況報告		
30	実技実習	CPR	2サイクル（30回×2回）
		AED	AED到着後直ちに実施
			電源を入れる
			胸部確認
			パッド貼付
			ショック（除細動）
		（胸部圧迫はAEDガイダンスに従ってAED実施中も続ける）	
CPRの再開	ショック後直ちに胸骨圧迫再開		
60			

日体施発第181号
平成29年2月27日

都道府県体育施設協会長
都道府県教育委員会教育長
特 別 会 員 殿
関 係 者

公益財団法人 日本体育施設協会
会 長 大 東 和 美
(会長印省略)

第52回水泳指導管理士資格認定試験の実施について

今般、下記要項により、標記資格認定試験を実施いたします。

つきましては、資格認定試験受験者には格別のお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 主 催 公益財団法人日本体育施設協会
2. 日 時 (1) 基本泳法実技：平成29年5月 8日(月) 13時00分～17時00分
(2) 救助法実技：平成29年5月11日(木) 13時00分～17時00分
(3) 理論：平成29年5月12日(金) 9時00分～10時30分
3. 会 場 【実技】東京辰巳国際水泳場 サブプール・メインプール
【理論】東京辰巳国際水泳場 会議室
東京都江東区辰巳2-8-10
(東京メトロ有楽町線「辰巳駅」(出口2)より徒歩10分、東京メトロ有
楽町線・JR京葉線・りんかい線「新木場駅」より徒歩12分)
4. 受験資格 水泳指導管理士養成講習会を修了した方
次の3つの条件を満たすこと。
(1) 年齢 平成29年5月8日現在満20歳以上の方
(2) 泳法 競泳4泳法と横泳ぎができること(特に平泳ぎ(脚)ができていること)
(3) 泳力 同一泳法で200m以上泳げること
立ち泳ぎ(足のみ)が3分以上できること
5. 定 員 80名

6. 資格認定試験科目

- | | | |
|--------|--------------------|--------------------|
| (1) 理論 | ① 水泳の基本泳法 | ⑤ プール施設・設備の維持管理 |
| | ② スポーツ施設の事故防止と救急対応 | ⑥ 水泳事故と法的責任 |
| | ③ 監視法と救助法 | ⑦ プール施設のマネジメント |
| | ④ プール施設の安全管理 | ⑧ 利用者サービスの向上と顧客満足度 |
| (2) 実技 | ① 競泳4泳法と横泳ぎ・立泳ぎ | ② 救助法 |

7. 資格認定受験料 15,000円（ただし、公益財団法人日本体育施設協会会員は10,000円）

※公益財団法人日本体育施設協会会員とは所属先が会員になっている場合をいいます。

会員は正規職員であることを証明するもの（健康保険証のコピー）を添付してください。（納入された受験料は返金いたしません。）

8. 申込期間 開催要項 11 と同じ

9. 申込方法 開催要項 12 と同じ

10. 合格発表 資格認定試験終了後、資格認定委員会に諮り、約2か月後に本人宛てに可否を通知します。

11. 資格取得 資格認定試験に合格の上、資格認定登録料20,000円を納入された方に、資格認定証・資格認定カードを交付します。

◎注意事項 従前の受験者で科目合格証所持者は、「その科目」の資格認定試験を免除します。また公益財団法人日本体育協会公認水泳上級教師・教師、同水泳上級コーチ・コーチ、同水泳上級指導員・指導員の資格を有する者は、それぞれ申請により「泳法」について実技試験を免除します。（科目合格証または認定証の写しを申込時に必ず添付してください。）

12. その他 (1) 個人情報、厳重に管理し、その利用は本協会の事業目的以外には使用いたしません。

(2) 試験について及び、会員・非会員についての問い合わせは本協会事業部
(TEL 03-5972-1983、eメール:mail@jp-taiikushisetsu.or.jp)
へお願いします。

日体施発第182号
平成29年2月27日

都道府県体育施設協会長
都道府県教育委員会教育長
特 別 会 員 殿
関 係 者

公益財団法人 日本体育施設協会
会 長 大 東 和 美
(会長印省略)

スポーツ救急手当講習会の開催について

今般、下記要項により、標記講習会を開催いたします。

つきましては、受講参加者には格別のお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

- 趣 旨 体育・スポーツ施設の管理者および指導者の方は、施設利用者の事故等の緊急時に直面することが多く、その事態に迅速かつ的確に対応するためには、AEDの設置、適切な管理運用、緊急連絡体制の構築、事故に対し適切な救命活動を行える人材の配置や養成が重要な課題となっております。第52回水泳指導管理士養成講習会では「スポーツ救急手当講習会基礎コース」にて基本的な内容を中心とした必修教育を学んでいただきます。
今回、最終日の午後に「スポーツ救急手当講習会プロバイダーコース」を開催いたします。本コースでは、より詳細なCPR&AEDの取扱いや基礎コースには含まれない外傷や環境障害及び酸素救急法の対応等の内容が含まれますので、一定の頻度でCPR&AEDを使用する現場に遭遇する可能性が高いと考えられる方、また、CPR&AEDの習得に意欲のある方へ併せて受講のご案内をいたします。本コースは任意の講習会ですので別途受講申込の手続きが必要です。詳しくは下記6、7をご確認いただき、期間内にお手続きください。
- 主 催 公益財団法人日本体育施設協会
- 期 日 平成29年5月12日（金） 12:30～16:30

4. 会 場 東京辰巳国際水泳場 会議室
東京都江東区辰巳 2-8-10
(東京メトロ有楽町線「辰巳駅」(出口 2)より徒歩10分、東京メトロ有楽町線・
JR京葉線・りんかい線「新木場駅」より徒歩12分)

5. 講習内容

(1) スポーツ救急手当プロバイダーコース

受講資格：スポーツ救急手当講習会基礎コース修了者

内 容：人工呼吸を含むCPR&AED、外傷、環境傷害、搬送（酸素は無し）

時 間：12：30～16：30

定 員：15名（ただし4名以下の場合は開催を中止させていただきます。）

受 講 料：7,020円

(2) スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格付加）コース

受講資格：CPR&AED資格保有者、消防及び日赤救命資格等保有者

内 容：外傷、環境傷害、搬送、酸素救急法

時 間：12：30～16：30

定 員：15名（ただし2名以下の場合は開催を中止させていただきます。）

受 講 料：7,020円

6. 申込期間 開催要項 11 と同じ

7. 申込方法

(1) 必要な書類及び手続き

- ① プロバイダーコース受講申込書（規約）に必要な事項をご記入の上、第52回水泳指導管理士養成講習会受講・受験申込書に同封し、下記(2)に送付してください。なお、5(2)プロバイダー（酸素救急資格付加）コースを受講希望の方は、必ず受講資格の項に記載された保有資格を証明できるもののコピーを同封してください。
- ② 受講料を平成29年4月14日（金）まで（必着）に下記へお振込みください。第52回水泳指導管理士養成講習会と併せてお申し込みの方は、42,020円（会員の方は37,020円）を納入してください。振込名が本人名義でない場合は事前にメールかFAXにて必ずご連絡ください。なお、棄権する場合は必ず協会にご連絡ください。

【振込先】

銀 行 名：三井住友銀行

支 店 名：麴町（コウジマチ）支店

預金種別：普通預金

口座番号：2890859

口座名義：公益財団法人日本体育施設協会

口座名義カナ：コウエキザイダンホウジンニホンタイイクシセツキョウカイ

③ 納入された受講料は返金いたしません。

(2) 申 込 先

公益財団法人日本体育施設協会 事業部

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨2-7-14 巣鴨スポーツセンター別館3階

TEL 03-5972-1983 FAX 03-5972-4106

11. その他

- (1) 手続きが完了した方には、当日のご案内等に関する内容を e メールにてご案内いたしますので、必ずご確認ください。
- (2) 本コースの詳細は、本協会ホームページでもご覧になれます。
(URL : <http://www.jp-taikushisetsu.or.jp/>)
- (3) 個人情報 は、厳重に管理し、その利用は本協会の事業目的以外には使用いたしません。
- (4) この講習会に関する問い合わせ等は、講習会運営事務局（株式会社イーシーオー）
(TEL 050-3776-5712) へお願いします。

公益財団法人日本体育施設協会 殿

※裏面もご記入ください。

第52回水泳指導管理士養成講習会 受講・受験申込書		
現住所	〒 携帯 - - TEL - -	受付番号 (協会記載欄)
ふりがな		写真貼付 (上半身) 4 cm × 3 cm 裏面に氏名記入
氏名	男 昭和 年 月 日生 女 (満 歳)	
※所属先 (勤務先) 又は 学校 (学生の場合)	名称(校名) 部課名(学部名・学年) 所在地 〒 TEL (内線)	
eメール		
(公財)日本体育施設協会又は都道府県体育施設協会	・会員 ・非会員 (いずれか○で囲む)	
●資格認定試験合格者の氏名・都道府県名を本協会HPに掲載・発表する予定です。	・掲載して構わない ・掲載を希望しない (いずれか○で囲む)	
●資格認定試験合格者の氏名・都道府県名を月刊体育施設に掲載・発表する予定です。	・掲載して構わない ・掲載を希望しない (いずれか○で囲む)	

◎氏名・生年月日は資格認定証・資格認定カードに明記しますので、住民票に記載されているとおりに楷書で記入してください。

◎貼付写真は、資格認定カードに転写しますので、規定サイズで鮮明に撮影したものを貼付してください。

◎勤務先、所在地の電話番号は、本人の職場の電話番号(内線)を記入してください。

◎この用紙で不足する場合はコピーしてください。用紙サイズはA4です。

◎保有資格認定証のコピー、または科目合格証のコピーを必ず添付してください。

◎講習会に係る事務連絡等で、本協会より申込書の連絡先もしくは所属先へ連絡する場合があります。

※所属先は健康保険証に明記されている法人名を記入してください。

⇒裏面資格記載欄にも、忘れずにご記入ください。

◎ご自身の保有資格について、下記にご記入のうえ、認定証もしくは認定カードのコピーを添付してください。

No.	資格名（資格 No. 1～3 有資格者は、「基本泳法」について実技試験を免除します。）
1	(公財) 日本体育協会公認 水泳指導員／水泳上級指導員（いずれか○で囲む）
2	(公財) 日本体育協会公認 水泳コーチ／水泳上級コーチ（いずれか○で囲む）
3	(公財) 日本体育協会公認 水泳教師／水泳上級教師（いずれか○で囲む）
4	日本赤十字社 水上安全法救助員Ⅰ
5	日本赤十字社 水上安全法救助員Ⅱ
6	日本赤十字社 水上安全法指導員
7	(公財) 日本水泳連盟認定 基礎水泳指導員
8	トレーニング指導士 【登録番号：第 号、認定年月日 年 月 日】
9	体育施設管理士 【登録番号：第 号、認定年月日 年 月 日】
10	体育施設運営士 【登録番号：第 号、認定年月日 年 月 日】
11	上級体育施設管理士 【登録番号：第 号、認定年月日 年 月 日】
12	8～11 の有資格者で既に web 研修を受講された方のみ、下記にご記入ください。 【受講年月日 年 月 日】
13	(公財) 日本体育施設協会認定 スポーツ救急手当プロバイダー 【有効期限 年 月】
14	(公財) 日本体育施設協会認定 スポーツ救急手当インストラクター【有効期限 年 月】
15	その他【資格名： 】

スポーツ救急手当プロバイダーコース/プロバイダー（酸素救急資格付加）コース受講申請書

【個人情報の取り扱いについて】

本コースの申請書に記入された個人情報は、受講者が本コースに参加するために必要な諸連絡等に利用いたします。
本コースに関する以外には使用いたしません。

【受講コース選択】 受講を希望されるコースの番号に○をつけてください

1. スポーツ救急手当プロバイダーコース

2. スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格付加）コース

【受講申込者情報】

フリガナ 氏名	
生年月日	19 年 月 日
性別（□にチェック）	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
年齢	才

【写真添付欄】

写真添付のご注意

- ・2.4cm×3cmのカラー写真（白黒・セピア不可）
- ・正面を向いたもの
- ・帽子・サングラス着用不可
- ・集合写真不可
- ・背景は無地

2.4cm×3cm

写真の裏面に
氏名を記入してか
ら枠内に貼付して
ください。

※認定カードの発行には本人であることを証明するために写真が必要です。

【自宅住所】〒 / 都道府県
市町村以下（マヨツヨ・パート名もご記入下さい）

自宅電話番号

携帯番号

※当申請書の事務局到着のご確認、開催に関するご案内をメールにてお送りしますので、メールアドレスは正確にご記入下さい。

e-mail（携帯アドレス可）：

勤務先会社名

部署名

【勤務先住所】〒 / 都道府県
市町村以下（ビル名もご記入下さい）

勤務先電話番号

【事前アンケート】 本講習会開催にあたり参考にさせていただきたく、以下のアンケート記入をお願いいたします

1.本講習会の受講動機についてお聞かせ下さい。（□にレ点チェックをして下さい）

講習内容に興味があった 職場で勧められた その他（ ）

2.今までに救急法の講習を受けたことがありますか。

ある ない

⇒あるにチェックされた方は、どの様な内容を受講されたかご記入下さい。

CPR AED その他（ ）

⇒過去に受講された救急法の講習会をご記入下さい。《例：消防 普通救命講習 2010年2月》

講習機関	講習会名称	受講年月（西暦）
		年 月
		年 月

3.あなたの所属施設は、緊急時の連絡体制が整備されていますか。又、緊急時の役割分担は決まっていますか。

⇒連絡体制が 整備されている 整備されていない

⇒役割分担が 決まっている 決まっていない

4.あなたの所属施設に、AEDが設置されていますか。

されている：設置場所（ ）

⇒そのメーカー名を教えてください Medtronic NIHON KOHDEN フィリップス 不明

されていない

5.今まで実際に救急救命が必要な事態に遭遇したことがありますか。

ある ない

⇒あるにチェックされた方で差支え無ければ、その時の状況や困った事等ご記入下さい。

（ ）

6.本講習会の実技実習に関し、ご質問・ご要望があればご記入下さい。

（ ）

【運営委託会社】講習会運営事務局（株式会社イーシーオー）

□申請書送付先⇒公益財団法人日本体育施設協会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨2-7-14 巣鴨スポーツセンター別館3階

注）受講申請書郵送にかかる送料は、受講者のご負担をお願いいたします。

注）一度提出された受講申請書の返却はいたしませんので予めご了承下さい。

書式A-2（2015/2/25改定）

裏面 規約の署名欄にも、忘れずに署名を記入してください

公益財団法人 日本体育施設協会 スポーツ救急手当講習会 プロバイダーコース規約

本講習会規約（以下、「本規約」という）は、株式会社イーシーオー（以下、「受託会社」という）が提供する一定頻度者向けプロバイダーコース（以下、「本講習会」という）の受講条件について定めるものです。本講習会は、本規約に基づいて運営されており、本講習会受講申込みの前提条件として、受講希望者（以下、「受講者」という）の本規約に関する同意をいただいております。受講者は、受講申込みにあたり必ず本規約をご確認くださいませようお願いします。

第1条（運営）

本講習会は、公益財団法人日本体育施設協会（以下、「協会」という）から委託を受け、受託会社が運営しております。

第2条（申込み手続き）

受講者は、受託会社が指定する申込期限内に所定の申込み手続きを受講者が自ら、あるいは講習会を開催する協会認定インストラクター（以下、「認定インストラクター」という）が完了し、受託会社がその手続きの完了を確認した時点で講習会受講に関する契約が成立し、本講習会の参加が認められます。

所定の申込み手続きとは、受講申込書送付、講習受講料および認定申請料の納入をさします。

第3条（受講資格）

本講習会を受講するための資格は、下記項目のとおりです。下記項目に関する事実を偽り申込・受講した場合、あるいはその他虚偽事項が判明した場合は、受託会社から即時に契約解除・受講可否をされても異議のないものとします。その場合の支払い済みの受講料および認定申請料（以下、「講習料金」という）の返金はいたしません。

- (1) 講習会の開催要項（または、募集要項）に定める受講条件を満たしていること
- (2) 受講者が本講習会の内容等を理解する能力を有すること
- (3) 受講者もしくは講習会を開催する認定インストラクターが、受託会社指定の申込期限内に所定の申込み手続きを完了していること

第4条（受講日時の変更）

受講者の都合による講習会受講日時の変更は原則できません。

第5条（遅刻・欠席の取扱い）

本講習会開始時間の遅刻、及び講習会当日の欠席はキャンセルとみなし、受講できないものとします。ただし、やむをえない事情による講習会開始時間の遅刻の取扱いについては、受託会社の判断となりますので、講習会を開催する認定インストラクターにご相談ください。

第6条（講習料金）

一旦納入された講習料金は原則として返金いたしません。ただし、講習会内で実施される判定基準に到達せず、認定資格が得られなかった場合には、その講習料金内の申請料金を返金いたします。

第7条（受講者厳守事項）

受講者は、受託会社が定める注意事項・本規約等を厳守することとし、他受講者への迷惑行為・危険行為・違法行為、及び社会の良俗秩序に反する行為を禁じます。特に暴力行為等は厳禁とします。同行行為を生じさせた場合、またはこれを生じる恐れのある場合、及び本講習会指導員の指示に従わない場合等は、受託会社もしくは講習会を開催する認定インストラクターの判断により契約を解除し、以降の受講はできないものとします。その際の講習料金の返金はいたしません。

第8条（損害賠償）

受託会社は、受託会社の責に帰すべき事由により受講者に損害を与えた場合（天災・不可抗力による講習会の一時中断・中止の場合は除く）には通常かつ直接の損害に限り、受講者が被った損害を賠償するものとします。ただし、受講者の責に帰すべき事由により受講者が損害を被った場合の責任は受託会社では負いかねますのでご了承ください。また、本講習会中の盗難、いたずら等による損害についても、受託会社は責任を負いかねますのでご了承ください。受講者の受託会社に対する損害賠償、その他の請求は、当該請求の原因が生じた日から2週間以内になされなければならぬものとします。

第9条（講習用各種マニュアル類の使用及び知的財産権）

本講習会にて提供する教材（各種マニュアル・DVD等）の著作権は、受託会社に帰属します。受講者は、本講習会の申込みにより講習会に関わる教材（各種マニュアル・DVD等）の著作権を取得するものではなく、いかなる形態であれ、全部もしくは一部を複製・改変その他処分することはできないものとします。

第10条（個人情報の取り扱いについて）

受託会社は、多くの個人情報を取り扱う団体として、情報の安全管理を厳守することが重要な社会的責任であると認識し、個人情報保護を講習会運営業務における最優先事項のひとつとして位置づけております。また、これを確実に実践していくために個人情報保護方針を定め、情報を扱う全ての部署及び従業員はこの方針に従い、個人情報管理責任者監督のもと、細心の注意を払って個人情報の適切な取扱い・管理・維持に努めております。なお、ここでいう個人情報とは、「受講者氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、職種、役職、画像及び音声等」、個人を特定できる固有の情報であることをさします。受講申込みに際して受講者は、個人情報取扱に関する下記項目について同意いただいたものとみなします。

- (1) 受講者は、本講習会へ参加にあたり参加申込書に個人情報の記入をしていただくことが必要です。記入されない場合は、受講申込みに支障をきたし参加ができないことがありますのでご了承ください。
- (2) 収集する個人情報は、受講者が本講習会に参加するために必要な連絡（書類の送付や手配等）に利用いたします。また、本講習会終了後も資格更新手続きのお知らせや講習内容に係わる内容等の情報案内、ならびに本講習に関するアンケート等を受講者に送付するために、利用させていただくことがあります。
- (3) 受託会社は、第三者に対し個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合は個人情報を開示することがあります。
 - ・本人から個人情報の開示要求があり、それが本人自身からの要求であることを受託会社で確認できた場合
 - ・裁判所や警察などの公的機関から法律に基づく正式な開示要求を受けたとき
 - ・人の生命、身体、財産などに関する差し迫った危険があり、緊急に対応する必要がある場合

第11条（その他）

- (1) 本講習会は定員になり次第申込を締め切ります。
- (2) 本講習会の内容をテープ、カメラ（携帯含む）、ビデオ、その他機器等へ録音・録画することはできません。
- (3) 受講者は、本講習会に関する相談・苦情等がある場合、受託会社または講習会開催インストラクターに申し出ることができます。

公益財団法人日本体育施設協会 スポーツ救急手当講習会
プロバイダーコース規約に同意いたします。

【署名】